**食育推進委員会実施要領**

１　目的

　健康に暮らすことへの関心が高まり、日々の暮らしを豊かにするためのより良い食生活の知識やスキル、おいしく食べるための食材・食品・料理に関する情報を求めようとする機運が高まっている。このような人々の意識の変容を支えるため、栄養指導の専門家である本会は、公益性のある積極的な活動を通して、適切な栄養の指導を展開・発展していく必要がある。

このような背景のもと、栄養ケア・ステーションに「食育推進委員会」を設置し、個々人に対応した栄養・食生活の相談・指導やより充実した情報提供を行い、県民の健康づくり、健康寿命の延伸に寄与するとともに、質の高い栄養指導の実現を目指す。

２　基本方針

（１）様々な公益活動を通して、県民の栄養及び食に関する支援を行う

（２）直接的な栄養指導の場を提供し、会員の指導力を高める支援を行う。

(３) 人材育成のための研修会を実施する

３　活動内容

（１）県民の栄養及び食に関する支援を行う。

①　栄養相談

②　特定保健指導

③　健康・栄養関連の情報、専門的知見に基づく成果物（献立等）の提供

④　料理教室、栄養教室の企画・運営

⑤　食品・栄養成分表示に関する指導・相談

⑥　人材育成研修会・情報交換会

⑦　その他

（２）「栄養ケア・ステーション活動登録会員」(以下「登録会員」という)の指導力を高める支援を行う。

（３）登録会員を対象とした食育推進研修会を開催する。

①　新たな栄養情報

②　栄養相談技術

③　その他

附則　この要領は令和元年６月１日から施行する。

　　　令和３年４月１日　　一部改正

別表

**栄養相談事業の実施体制**

１　説明会を毎年１回開催する (役割、年間計画等の説明)

２　栄養指導担当登録を依頼し、併せて事業申込書の提出を依頼する

３　事業担当者の調整を行う

委員長は「栄養ケアステーション」コーディネーターと連携し、その委託事業における業務の依頼を行う。

４　事業担当者へ依頼

※事業によっては事前説明会を実施する